

第4回京都市新型インフルエンザ等
対策有識者会議

日 時 平成25年8月29日(木)
午後6時0分～7時16分
場 所 本能寺会館5階 第5会議室

1 開会

○事務局（保健福祉局衛生推進室保健医療課長 杉浦）

それでは、定刻になりましたのでただいまから第4回京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議を開催させていただきます。

まず、開会に当たりまして保健福祉局医務監の土井から御挨拶を申し上げます。

2 京都市挨拶（土井保健福祉局医務監・保健所長）

○事務局（保健福祉局医務監・保健所長 土井）

皆さん、こんばんは。京都市医務監の土井でございます。第4回目の新型インフルエンザ等対策の有識者会議、改めまして一言御挨拶申し上げたいと思います。

例年にも増して非常に厳しい記録的な猛暑日が続きました。皆様方におかれましては、本当にお体のほう調子を崩されませんでしたでしょうか。ただ、こうして子どもたちの登校も始まるこの頃になって、ようやくこの暑さもちょっと遠のいてきているような感じですが、また台風のことにも心配していかなければなりません。そういうふうな中でも、とはいえ、まだ暑さが厳しゅうございます。こういうお忙しい中、またお暑い中を御参集いただきました。そして、このような時間に会議を設定させていただきました。誠に心苦しいですが感謝を申し上げたいと、こういうふうに思います。

さて、前回の会議での新型インフルエンザ対策、こういうふうなことで非常に深い議論もできたかと思えます。そして、そのことを受けて非常にわかりやすい形でパブリックコメントを求めることもできました。そういう中で、大勢の皆様が目にとどまるようにということで、今日、こうしてお越しの委員の関係団体の方々にも御協力をいただいて、幅広くこのパブリックコメントを配布していただくようなこともできました。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

きょう、このパブリックコメントを基にしたがらの議論というふうなことになるかと思えますが、後ほど詳しく御説明を申し上げますが、このコメントにつきまして、13の市民・団体から31件の御意見を頂戴したというようなこととなります。この中には、9枚にも及ぶコメントを寄せていただいた方もいらっしゃる。そういうようなことを受けて、この数字が多いのか少ないのかというふうなことです。全市にわたる色々な事業で、あるいは、その計画でパブリックコメントを求める場合に、決してたくさんコメントをいただくというふうな実情にはないというのが正直なところでございます。こうした中で新型インフルエンザ対策という、非常に専門にも及ぶようなところに関しまして、こういうふうな数字でもって、後で御紹介しますような内容のことを非常に熱心に見ていただき、意見をいただいたなど、こういうふうなことを感じているような次第でございます。

本日は、市民の皆様御意見を基にしたがら、幾分、本市の行動計画を修正したものを示させていただきました。そういうふうなことで、これが恐らくこの会議をもって最終的な議論というふうなことで、この本計画の策定というふうな形に作業を進めていくことに

なります。そういうことですので、スムーズな進行も含めまして深く議論ができればと、こういうふうに念願する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（杉浦）

続きまして、本日の委員の方々の出欠について御報告申し上げます。

4名の方に御欠席の連絡をいただいております。京都市国際交流協会事務局長の岩佐仁己委員、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合理事長の北原茂樹委員、京都文化交流コンベンションビューロー専務理事の山内秀顯委員、京都商工会議所常務理事の山下徹朗委員におかれましては、本日、どうしても御都合がつかず、御欠席との御連絡をいただいております。

なお、田島委員におかれましては、この後、遅れてこられるものと存じます。

それでは、早速議事に進んでまいりたいと存じますので、本日も、以後の進行を中谷内座長にお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○中谷内座長

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

これまで、この会議では、この行動計画案をまとめてきまして、一応形をつくったわけですね。前回の会議から本日に至るまでに、パブリックコメントを実施しまして、色々な意見をいただいたようです。本日のテーマは、そのパブリックコメントにおいてどのような意見があったのかという紹介と、それを行動計画案にどう反映させたのかということに関して説明していただくこととなります。それが主な内容ですが、その前にこの有識者会議、その他の市の会議、審議会等も含めまして、京都市全体として会議体の制度に少し変更があるということを承っております。それについて、先に報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議題

(1) 京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要綱の改正について

○事務局（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課企画係長 山本）

失礼いたします。京都市の保健医療課企画係長の山本と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に資料2のほうですが、「京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要綱改正案（新旧対照表）」を御覧ください。少々専門的な事項になりますが、お時間をいただければと存じます。

本市におきましては、ただいま座長のほうからも御説明をいただきましたように、この有識者会議のみならず、重要な施策の推進に当たって専門家や関係団体の方、さらには市民公募委員の方にも入っていただくなどしまして、それらを市政に反映させるため審議会

や委員会など、名称は様々あるところですが、合議体の機関を設置しております。

その中でも、その合議体の目的が、ある事項について調査、審議、審査等を行ったり、合議体として答申や意見具申等、ある一定の結論を導き出す、そうした性質のものについては地方自治法上の附属機関として条例により設置し、その附属機関の委員については市長からの委嘱により非常勤の特別職の公務員として報酬を受け取るという形になっております。

本市が設置する合議体の中には、附属機関としての該当性があるものについても条例ではなくて、これまで要綱により設置されているものが多くありまして、それらが直ちに違法であるとは言えないですが、より適正な行政運営組織としてのあり方を目指していくために、合議体の目的、それから性質等に照らして、今般、全市的な取り組みとして条例設置による附属機関と、それ以外の合議体、それらを明確に、峻別を図るということとなりました。

この有識者会議につきましては、その名称のとおり調査審議を行い、一定の結論を答申したりというものではなくて、新型インフルエンザ等行動計画の策定等に当たって意見聴取を行う、そういった目的、性質のものでありますので、引き続き、要綱設置による会議と、そういう整理になるわけですが、全市的な整理の中で要綱設置によるものについても、より、その目的、性質を明確にするためのさまざまな規定上の整備が求められているところでございます。

前置が少々長くなりましたが、今般の要綱改正、こうした全市的な合議体の見直しに伴うものでして、具体的には資料2にありますとおり、まず標題、それから、第1条のほうですが、会議は「設置」という形ではなくて、適宜「開催」といったこと。それから、第2条のとおり、委員は市長が「委嘱」というものではなくて「就任を依頼」と。それから、第4条のほうですが、座長につきましては「委員の互選」ではなくて「市長が指名する」という形になります。それから、裏面にまいりまして第5条のほうですが、会議の招集は「座長」ではなく「市長」とすると。また、定足数についても定めないということ。それから、第7条のとおり会議の組織、運営に必要な事項については「座長」ではなく、「市長」が定めると。それぞれ必要な改正を今般行うことといたしたいと思っております。

いずれにいたしましても、私どもしましては、その要綱の改正の前後で、この有識者会議の位置付けや、あるいは重要性が何か変わるということではなく、本市の新型インフルエンザ等対策の推進の上で、委員の皆様から貴重な御意見を賜りながら、今後とも進めていくことが必要不可欠と考えておりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますように、どうぞ、よろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

○中谷内座長

ありがとうございます。

この会議自体は何か議決するとか答申を出すとかいうものではありませんので、位置づけの本質が変わる訳ではなくて、市としての整理の一環でこういうふうな文言が変わるといことだと思えます。何か御意見はありますでしょうか。ただいまの件につきましては、特にここで議論するような問題ではありませんので、これで結構です。

それでは、メインの議題であります新型インフルエンザ等対策行動計画（最終案）について説明をお願いしたいと思います。

資料3、後から全部見ていただければ結構ですが、色々な意見が出ております。中には頑張ってくださいとか、あるいは国の仕事、領分に入るようなものもありまして、全ての意見を読み上げて、全ての対応を説明していただくと、ちょっと時間的にも問題がありますので、ここでは、この行動計画案の変更にかかわるようなもの、より重要性の高いものに重点を置いて事務局から説明を進めていっていただきたいと思えます。

それでは、御説明をお願いします。

（2）京都市新型インフルエンザ等対策行動計画（最終案）について

○事務局（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課担当課長 太田）

京都市保健医療課の太田と申します。よろしくお願いたします。座らせていただきまして御説明をさせていただきます。

それでは、お手元にお配りをさせていただいております資料3「市民等から寄せられた意見及び本市の考え方について」を御覧いただけますでしょうか。

まず、「1 市民等から寄せられた意見の結果について」でございますが、パブリックコメントは7月24日から8月23日までの1箇月間実施をさせていただきました。合計で13の市民及び団体から御提出をいただきまして、意見数につきましては31件ございました。その意見の内訳の件数につきましては、（3）にお示しをさせていただいておりますとおりでございます。

次に、「2 本市の考え方について」でございます。今、座長のほうからもお話がありました、時間の都合もございまして、意見を踏まえまして修正したものを中心に御説明をさせていただきたいと思えます。修正箇所に関しましては、資料4「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」を併せて御参照いただけますでしょうか。

まず、（1）実施体制に関することでは、2番目の御意見を御覧いただいてよろしいでしょうか。

意見の要旨は、「全体的に府と市が対立しているように思える。府・市の対策に齟齬があると現場が混乱するので、緊密な連携を強調してはどうか」というものでございます。

この意見に関する本市の考え方でございますが、特措法等に基づく措置の実施に関して中心的な役割を担う京都府とは、平成21年のパンデミックの対応以上に緊密な連携を図る必要があると認識しております。

これを踏まえた修正につきまして、本市行動計画（案）の9ページを御覧いただきますでしょうか。9ページの「3 関係機関相互の連携協力の確保」を御覧ください。下線部が追加を加えた箇所でありまして、「本市は、未発生の段階から緊急事態宣言がなされる場合に備え、現場の対応に混乱が生じないように、特措法等に基づく措置の実施に関する運用等に関して、京都府との意見交換を行い、必要事項については調整を行うなど、連携の強化を図る。」ということで修正をさせていただきます、京都府との連携に関する表現を強調させていただいております。

次に、（2）情報提供に関することにつきましては、2ページを御覧いただきますでしょうか。ここでは、合計9件の御意見を頂戴いたしました。3ページの7番目の御意見を御覧ください。

意見の要旨は、「広報対策スタッフを設置することは非常に重要である。市の幹部職員を専従の広報担当者に指名し、記者会見や情報提供等、定期的に行っていただきたい。また、京都府との情報共有や連携もしっかりと願います。」というものでございます。本市の考え方といたしましては、御意見を踏まえまして、今後、具体的な広報対策スタッフの設置体制を検討していくこと。京都府との情報共有につきましては、行動計画に示すとおり、インターネット等を活用して、リアルタイムかつ双方向の情報共有を図り、迅速に対策が講じられるよう連携を図ることとしております。

続きまして、8番目の御意見を御覧ください。

意見の要旨は、7番目で申し上げました「情報共有の項目が、海外発生期には記載があるが、国内発生早期、国内感染期には記載がない。」というものでございます。

これを踏まえて修正をさせていただきました本市行動計画（案）の45ページを御覧いただきますでしょうか。（2）情報共有を御覧ください。御意見のとおり政府行動計画、京都府行動計画との整合性を図るため、新たに情報共有に係る記載を追加しております。また、53ページの「国内感染期」でも同様の記載を追加しております。

次の、9番目の御意見を御覧ください。

意見の要旨は、「外国人への情報提供について、感染症の疑いのある現場へ通訳を派遣するのは厳しい。前回のパンデミックでは、電話での通訳対応を実施したため、通訳など言葉のサポートを検討するに変更願う。」というものでございます。

これを踏まえまして、本市行動計画（案）の44ページのオ（ウ）におきまして、御意見のとおり修正をさせていただきます。

次に（3）予防接種、医療、まん延防止等に関することでは、合計6件の御意見を頂戴いたしております。ここでは、特に修正等を行うべきものはございませんでしたので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

次に、5ページの（4）要援護者対策に関することを御覧いただきますでしょうか。

ここでは11件と、最も多くの御意見を頂戴いたしました。

その中でも、1番目から6ページの6番目までの御意見は、いずれも緊急事態宣言時に

における保育所及び短期入所施設等の社会福祉施設の例外的開所に関するものでございます。

意見の要旨でございますが、1番目は、「一部の社会福祉施設の開所は、冷静で適切な判断である。京都府ともよく協議し、市民の命を守るために何が最善かを考えた対応をお願いする。」というものでございます。

2番目、3番目につきましては、いずれも「例外的に開所する保育所で新型インフルエンザに罹った場合の責任や補償」に関する御意見です。

4番目につきましては、「例外的な保育所の開所は国のガイドラインとの整合性を図ってほしい。」というもので、これは京都府から提出をいただいた御意見でございます。

以上の4つの御意見に関しまして、本市の考え方を丁寧に説明する必要があるかと考えておきまして、これらを一括りにして対応をしております。

まず、1番目の御意見に対しましては、一部の例外的開所は、緊急事態宣言の状況の中で、特に支援が必要な市民の命を守ることが第一と捉えたものであると考えております。

その上で、以下、2番目から4番目の御意見については、これらの例外的な開所が、まん延の原因となってしまうのは本末転倒であるため、本市行動計画の25ページになりますが、一部の施設の例外的開所に関する記載を修正しまして、国のガイドラインの記載のとおり、「なお、これらの一部施設の例外的な開所については、十分な集団感染対策を講じる必要があること及び感染対策そのものの効果が減少する可能性があること等を考慮する。」との文言を追加することとしております。

また、本市行動計画（案）の49ページを御覧ください。

例外的な開所はどのような状況下でも必ず実施するという措置ではないことを強調するため、当初、「状況によっては、一部の保育所及び児童館を開所する。」としておりましたが、「例外的な開所等必要な対応を行う。」という表現に改めます。

資料3の本市の考え方に戻りますが、例外的開所は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」という基本的な方針を踏まえ、最善の対応となるように、さまざまな状況を想定し、平時から京都府、関係団体等との調整をするとともに、その調整に基づきまして、状況によっては行うものであると。そして、利用者にはそのような開所に至る状況を十分説明し、承諾の上で利用いただきたいと、そのような点も含めまして今後、京都府及び社会福祉施設等の関係団体とともに、一部の施設の例外的な開所に関する具体的な仕組みづくりを検討していきたいというふうに考えております。

6ページの5番目の御意見につきましても、京都府から提出をいただいたものでございます。「国のガイドラインでは、短期入所施設については、例外対応の検討対策になっていないので、これとの整合性を図ってほしい。」というものでございます。

これに対する本市の考え方でございますが、国ガイドラインでは、在宅の高齢者等について、訪問介護等を活用して対応するとされており、「短期入所施設」との直接的な記載はないものの、訪問系サービスのみでの対応ではマンパワーが不足する事態も想定されて

おります。本市行動計画では、より検討を加えまして、「短期入所施設の開所」も選択肢の一つとして記載をさせていただいたものでございます。

なお、短期入所施設の例外的開所についても、あくまでも限定的かつ慎重な判断のもとで行う性質のものでございます。保育所と同様に「状況によっては、一部の短期入所施設等の例外的な開所等必要な対応を行う。」との表現に改めます。

また、6番目の意見についても、京都府から提出されたものであり、「施設の使用制限等の措置は、国の基本的対処方針、府の要請に基づき実施される必要がある。」というものでございます。これにつきましても、当然、本市としましても、そのように認識しており、実際の対応に当たって混乱が生じないよう、事前に京都府等と十分協議する必要があると考えております。

最後に7ページの(5)その他でございますが、ここでは3件の御意見を頂戴しております。その中の2番目の御意見ですが、「緊急事態宣言の時に、京都府が行う措置が書かれているが、紛らわしいので削除すべき。」とのことでしたので、御意見のとおり削除することといたします。

市民等からの御意見を踏まえた本市行動計画の修正等は以上でございます。京都府行動計画の最終策定段階での修正を踏まえ、庁内関係各局等への照会の中で、各局等の実際の取組み実態に合わせた表現の修正や担当部局に修正を加えた点もでございます。

一例を挙げますと、本市行動計画(案)の23ページを御覧いただきますでしょうか。

ここの5番の医療の(1)でございますが、医療の目的に関して下線を引いた箇所がございます。これは、京都府行動計画の記載に合わせて追記した箇所でございます。

また、44ページを御覧いただけますでしょうか。

オの(イ)でございます。「テレビによる広報を実施する場合は字幕スーパーを入れる」という箇所に下線を引いておりますが、当初、「市政広報番組での字幕放送」としていたところ、広報担当課からの意見を踏まえまして、より正確な表現としたものでございます。その下の(ウ)の中国語に下線がある箇所につきましても、FMココロの英語に加えまして、中国語放送も実施していることを踏まえた修正でございます。

さらに、その下の(オ)の大学生等への周知につきましても、担当課からの意見を踏まえまして、「京都府との連携等」の表現を加える等の修正を行ったものでございます。

いずれにいたしましても、要旨の変更ではない軽微な表現等の修正にとどめております。

説明につきましては、以上でございます。

○中谷内座長

ありがとうございます。

色々な意見が出されているわけですが、やはり多いのは情報提供に関すること、要援護者対策に関することであつたと思われまふ。そういった一般市民からの御意見、あるいは京都府からの御意見に対しまして、事務局で一部修正を加えられたわけですが、それに対して何か御意見がございますでしょうか。

○宮野前委員

よろしいですか。

○中谷内座長

では、お願いします。

○宮野前委員

基本的なことをお伺いしたいのですが、このパブリックコメントというのは、僕自身の理解は一般市民からの意見という理解であったのですが、これは京都府からもパブリックコメントとして寄せられているということでしょうか。僕自身の理解は、市と府が協調し、連携して事務的に顔を合わせた形で議論や連絡をとりながら取り組んでいると思っていたのですが、こういう形でしか意見が出されないということなののでしょうか。

○中谷内座長

では、事務局からお願いします。

○事務局（保健福祉局保健衛生推進室長 石田）

京都府の行動計画の時も、事前に、私どもは様々な意見を言うなど、京都府の所管課へ色々と連絡させていただいておりました。逆に、この本市の計画の時にも何回か京都府の担当者が私どものほうへ来られまして、御意見を賜ったのですが、やはり、一番議論になるところが、いわゆる施設の使用制限、ここが最も重要になってくるところで、開所するということについて、国の行動計画や府の行動計画にも、そういう記載は書いてございません。そういった中で、国が示したガイドラインには、そういう例外的な措置も、という記載がございました。これを市の行動計画として挙げるのはどうなのかという議論がずっと続いておまして、私どもは基礎自治体として、ここが一番そういう選択肢も置くべきだろうというのがありますし、有識者の皆様方もそういう御意見をいただきました。そこをずっと調整した中で、色々な国等の関係も含めて、このパブリックコメント中に御意見をいただいたという、そういう経過でございます。お互い、色々とそれぞれの立場で協議を続けてきたということで、時期がここに至ったということで御理解賜りたいと思います。

○宮野前委員

京都市の考え方が、ある意味では公式な見解、オフィシャルなものという理解でよろしいのですかね。

○事務局（石田）

京都市の行動計画ですから、京都市の行動計画としてはそういう選択肢も入れたということでございます。

○宮野前委員

ちょっと、直接中身の問題じゃなかったのですが。

○中谷内座長

宮野前委員が懸念されたのは、パブリックコメントと一般市民からの意見の中に府からの意見が混じっているのはいかがなものかということだと思います。それに関しては、私

も少し考えるところがありますので、今後、むしろ府と市の議論はどんどんやっていただければ結構ですので、それは市民から寄せられた意見とは別の資料にするとか、何かそういう整理をされたほうがいいかなと思います。

○事務局（石田）

一応、そういった意味では団体ということで加えさせていただいているということです。

○中谷内座長

時期的に重なっていたということだと思います。

どうぞ、お願いします。

○藤田委員

京都府と京都市、京都府のインフルエンザ会議でも京都市は委員として出席しておられるので、ある程度円滑に進んでいると思います。逆に京都府は、最終的には例えば亀岡市や宇治市などの各市町村に最終的に下ろすわけですね。京都市は政令指定都市ですから、ある意味特別ですが、一方、宇治市や亀岡市も各市町村で独自の行動計画案を考えていると思います。その点に関して、私は伏見区に住んでいるのですが、すぐそばは宇治市ですし、京都市以外の市町村に囲まれているわけですが、京都市としては京都府とだけ話をしていた本当はいいのか思うのですがいかがでしょうか？

それから、さらに言えば他府県の市町村とも隣接しているわけですから、もう少し京都府と京都市だけの協調ばかりを考えているよりも、各市町村との強調も、もう少し事務的レベルで考えるべきではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○中谷内座長

事務局、お願いいたします。

○事務局（石田）

非常に難しい質問でございますが、確かに感染症対策は広域的な対応が必要な時もあります。ただ、あくまでも国の行動計画、そして都道府県での行動計画、そして市町村の行動計画という、そういった三重構造でやるということで、当然、都道府県は国の行動計画をベースに整合性をとって、市町村は京都府の行動計画との整合性を図ってということですので、まずは京都府の行動計画と整合性を図るということで作らせてもらったということでございます。

当然、広域な話になってきますと、たとえ政令指定都市であっても、その市町村というよりは、まずは都道府県単位の連携とか、そういったことがベースになってくるのではないかという認識をしております。

○藤田委員

ただ、国の行動計画、都道府県の行動計画、市町村の行動計画というように、下においてくるにしたがって、より具体的というか、より実際の対応が求められるわけですね。国は、結局そういう意味では、ある程度自治体に下ろしてしまえばいい、という考えがあり、京都府もそういうところがあるわけですから、市行動計画（案）ではそれほどより具

体的な記載は難しいとしても、実施要綱などを新たに作って考えればいいと思いますが、現実にはより具体的な対応を京都市が迫られるということを入れておいていただきたいと思います。

○事務局（石田）

まずは、この新型インフルエンザ対策の体制をとるに当たっては、国、都道府県、市町村が連携して行うというのが一番の枠組みになっているわけでございまして、それを前提とした中で当然近隣の市町村との連携が必要であれば、例えば都道府県同士も含めて、市町村も含めて連携するような、そういった現実的な対応はしていく必要があるかというふうに認識しておりまして、それがその時々によって一番のベストな対応ということで、私どもは京都府とも連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○中谷内座長

よろしいでしょうか。

○藤田委員

はい、結構です。

○中谷内座長

パンデミック対策は、基本的にトップダウンで国、都道府県、市という三角形のヒエラルキー構造を考えておられますが、現実的に何か対処することになれば、ウイルスは市の区域などは考えずにまん延しますので、そこで対応しなければいけないのは、やはり住民の方に一番接している市だと思います。ですから、藤田委員がおっしゃるようなことは当然、出てくると思いますので、御対応をよろしくお願いします。

ほかに何か御意見はございますでしょうか。これで一応最後と考えられておりますので、何かありましたら、どうぞ積極的に御発言をお願いします。

○藤田委員

では。

○中谷内座長

どうぞ。

○藤田委員

このパブリックコメントでワクチンのことが出ておりましたが、結局、今回の新型インフルエンザに対しては集団的接種が行われるわけで、政府の行動計画を見てみても、特定接種と住民接種があるわけです。かつて、新型インフルエンザの時に当初はワクチンが全然入ってこなくて、住民ももちろん困りますし、それに対応する医療機関も困ったわけです。今回はそういう経緯も含めて、市町村が実施主体となり、集団的接種を行うということは行動計画に書かれているわけですが、そのワクチンの確保は、国がまず対応しますが、現実にはそのワクチンがどの程度市町村におりてくるのか、数が確保できるのか、場所をどうするのか、そういうことはこの行動計画（案）には余り細かく書く必要はないと思います。

そういう意味では、現実に京都市の方々も、前回の新型インフルエンザの時は、例えばワクチンの確保に関しては、京都府の薬務課が必死になって走り回ったわけで、京都市はあまり関与してないので、具体的にどう対応していいかわからない部分もあると思いますし、国がワクチンを確保してくれるのかということも不透明です。ですから、そのあたりの認識は、京都市としてはやはり市町村が主体になるということできっかり頭に入れておいていただきたいと思います。

○中谷内座長

そうですね、現場としてはそういう御感想だと思います。いかがでしょうか。

○事務局（石田）

前回は国で、そういったワクチンの接種の説明会等、何回かありました。その時に当然私どもも行きまして説明会の席で国に要請をしまいいりました。当然、必要なワクチンを確保するというのが大前提でございますので、その部分につきましては、私ども当然、京都府とともに国に対しては機会がある都度、要請はしてまいりたいと思っております。藤田委員がおっしゃられますように、具体的な集団的な接種を中心とした住民の接種の仕方につきましては、前回もちょっと申しましたが、今後、国のほうが実施のモデルのようなものを示すということをお伺いしておりますので、そういったことを踏まえまして、当然、医師会さんはもちろん、病院協会の皆さんと、また協力させてもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中谷内座長

今、話題にいただいたことは、パブリックコメントとしても寄せられておまして、資料3の4ページの上から2つ目、3番目ですね、十分な量が供給されるのかというようなことは、やはり一般市民の方も気にするわけでありまして、それに対して、市としてはまず確保は国の仕事ですが、実際には十分な量が確保できない場合は、国が定めたモデルに従って優先順位どおりに予防接種を行うという連絡や広報の実施は市の仕事になってくると思いますが、その準備はきちんと整えておく、確保しておくという必要はあるかと思っております。その他いかがでしょうか。どうぞお願いします。

○木村委員

6ページの先ほど説明のあった部分ですけども、私は京都市の老人福祉施設協議会の理事としてここに寄せていただいているのですが、この5の説明文の中の下から4行目ぐらいのところ、「京都府との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等の例外的な開所等、必要な対応を行う」というふうに文言が変わってきたんですけども、この一部の短期入所施設等の例外的な開所という部分の解釈というのは、どういうふうに。例えば、短期入所施設の一部の例外的な開所というふうに、「一部」が後に来るか、先に来るかによって、この「一部の短期入所施設」の指す意味が変わってくるかなと思うのですが。

○事務局（石田）

全部を開くのではないよというのが大前提でございます。その中で、状況によって一部の施設を開所しようという趣旨でちょっと書かせてもらっています。

○木村委員

この「一部」を前に持ってきていますが、こういうパンデミックの状況になれば、京都市内の特別養護老人ホームでこの事業をやっているのが、確か65施設あったと思うんですが、そのうちの一部という意味なのでしょうか。

○事務局（石田）

はい、そのうちの一部という理解です。

○木村委員

であれば、「短期入所施設の一部の例外的な開所等必要な対応を行う」というふうに、この「一部」を後に持ってきたほうがいいのではないのでしょうか。先に「一部」が来ると、当然こうなった時には、もう特定の一部の施設が特定されてますよというふうに受けとられると思います。

○事務局（石田）

はい、わかりました。ありがとうございます。そういったふうにさせていただきます、ありがとうございます。

○中谷内座長

よろしいでしょうか。

○木村委員

はい。

○中谷内座長

今の御意見をいただいたところは、実は4、5、6、そこら辺全部にかかわってきます。今回の文言変更で大分変わったところなのですが、以前の行動計画（案）では、緊急事態宣言が出されたら、今おっしゃったように自動的にどこかの施設は開きます、どこかの保育所は開きますというふうに受け取られかねないぐらいの踏み込み方だったと思うんですね。それがありますので、多分、要援護者対策に関する市民意見で5ページの2番目のところで、緊急事態宣言の時でも開いている保育所があるのはありがたいが、どこかの保育所が預かってくれるのか具体的に書いてほしい、こういうふうなコメントが出てきたというのは、自動的にどこか開所されるというふうに受けとめられたのかもしれないと思うんですね。ですから、今回の文言変更で自動的にどこかが開所されるというわけではなくて、基本的に、緊急事態宣言があつて、府からの要請があつたら、そういう施設なり保育園は閉めるが、閉めることによって別の命の危機が高まるとか、非常にまずい事態になるという場合には、開所することが選択肢として検討できるということに変更されていると思うんですね。

京都府のほうからコメントをいただいたのは、そういう意味で2番のような御意見を持つ、つまり自動的に保育所やどこかの施設は開くんだというふうに、以前の記載では思わ

れてしまうこともありましたので、今回の修正である程度解消できたかと思います。今おっしゃった意見によっても、通所施設に関しても自動的に一部が必ず開くというわけではないというふうに強調できるなら、それは本来の論旨にかなったことではないかと思いません。

○木村委員

そういう解釈のほうがいいかなと思います。

○中谷内座長

そうですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○宮野前委員

よろしいですか。

○中谷内座長

はい、どうぞ。

○宮野前委員

少し細かなことですが、45ページの「予防・まん延防止」というところで、(1)のアで、患者さんへの対応というようなところで「治療・入院措置等」という言葉が入っているのですが、まず措置というのは、これは感染症法で措置という法律的な縛りというか、いわゆる強制というニュアンスがあるんですが、このあたりはどういうふうに理解しておけばよろしいのでしょうか。診察したドクターが入院したほうがいいということであれば、もうそれは。

○事務局（石田）

入院勧告の意味でございます。措置入院というと、例えば精神等がありますが、この法律自体が色々な措置という言葉を使っているため、入院をさせるということを厳密に言うと勧告になるのですが、国、府の行動計画の表現と合わせています。これをまた変えると、それとの違いが何かということになります。ですから、精神保健福祉法で言うところの措置入院というものではなく、入院という行為の措置という意味でございますので、そのように捉えていただきたいなと思います。

○宮野前委員

具体的に入院先というのは、そのときにある程度の決定か、早期で差し当たってここでということはないのか。

○事務局（石田）

まん延防止の場合は、いわゆる感染症の2類等、そういった感染措置をとっておられる特定の病床を有する協力病院を中心に実施していきます。まん延した際には、当然ながら一般の医療機関でも受けていただく、そういうシステムになっておりますので。

○宮野前委員

ちょっと細かなことで恐縮なんですけど、例えば、京都市民でなくて外から京都市内に

入って、そこで診断された場合、住所が京都市でないというようなケースですね。単純に言うと京都市立病院に入院できないということはないんですね。

○清水（恒）委員

多分、我々、アメリカ人の旅行者が東京から入って、小田原で発症し、京都までたどり着いた人を4、5人入院してもらいました。ですから全ての人、京都に来た人には勧告入院ということではないでしょうか。

○宮野前委員

というのは、平成21年のときに京都市の会議の時に質問したら、一応その時は京都市立病院が市立の時代だったと思いますが、「京都市民しか」というようなことを言われたもんですから、ちょっとそれが頭に残っていましたので、それで違和感を覚えていて、質問させてもらいました。

○清水（恒）委員

それは、ないと思います。

○宮野前委員

ないですね、私もそう思います。ありがとうございます。

○中谷内座長

内容についてはそういうことであるということで。よろしいですか。

○宮野前委員

結構でございます。

○中谷内座長

ほか、いかがでしょうか。

あまり私が言わないほうがいいかもしれないですけど、今ちょっと気がついたというか、思いついたんですが、先ほど文言の修正のところ、資料3の3ページの9番のところで、感染症の疑いのある現場へ通訳を派遣するきは厳しいので、ワンクッション置いてITを使う、スマホを使うとかいうふうなことがあるわけなんですけど、それで言いますと2ページの真ん中の3番目に、手話通訳の派遣を検討するとあるんですが、手話通訳の方だっただけで感染の現場に派遣するとリスクはあるわけですね。かといって、手話の場合は、スマホではどうしようもないですからね。これも、もし可能だったらワンクッション置いて、今、動画を使って情報提供するとかいうふうなことも可能かと思っておりますので、そこら辺はどうでしょうか。

○事務局（山本）

すいません、ちょっとよろしいでしょうか。

ただいまの御指摘、すごくおっしゃるとおりの部分もあるんですけども、取組の実態に合わせて今回、外国人の対応については変えさせていただきました。すなわち、21年の対応のときには外国人への通訳というのが物理的な派遣ということではなくて、電話でも対応できる部分是对应したと、そういったことを踏まえて今回の行動計画でもそのように

記載したほうがよいと。一方で、その手話通訳については、21年度は実際にやったかどうか定かじゃないところがあるのですが、考えられる手段としては、今現在は、やはりこれしかないのかなと。障害部局とも調整いたした結果、このようにさせていただいているところでございます。

以上です。

○事務局（石田）

それと、可能性といたしましては、当然、私どもの保健センターの保健師等は濃厚接触者や患者と接触するわけで、そのときには一定のサージカルマスクなり、防御服等を利用します。例えば、どうしても手話でやらなくちゃいけない場合については、そういったことも手話通訳さんのほうの承諾を得て、防御策をできるだけとった中でやってもらう等、臨機応変に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○中谷内座長

はい、わかりました。

今、私は動画とか申し上げましたが、実際にそれはワンウェイになってしまいますので、必要なのは会話することですから、やはり現場へ行って直接会わないと会話にはならないので、今のレベルでITを使って手話でやりとりするというのは、ちょっと難しいかと思っております。状況に応じて、今おっしゃったような対策をとっていただければと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

○宮野前委員

ちょっとよろしいでしょうか。

○中谷内座長

はい、どうぞ。

○宮野前委員

非常に細かなことで恐縮ですけど、23ページの医療の(1)の医療の目的、下線を引いているところですが、「地域医療体制の整備に当たって」云々で、その後に「結核病床を有する医療機関」、前もこれはちょっと言ったかもわかりませんが、わざわざ結核病床をつけられますと、結核病床を有する医療機関となると、当医院ですが、城陽市内にあります国立病院機構の南京都病院では結核病床を実際に所有しており、対応しているわけですが、中には形だけの病院もあります。というのは京都府の場合は300床の結核病床あるということになっているんですけども、実質、動いているのは、その3分1以下だろうと思っております。ですから、あえて結核病床という病室を持っているからということで平成21年の時に入ったわけですけど、現実には結核病床を有している病院はほとんどないということで、「結核病床を有する」と付ける必要はないと思うんですけど、このあたりはどうでしょうか。

○事務局（石田）

この点は、京都府さんのほうの行動計画に合わせて書かせてもらっています。現実には、

先ほど申しましたように、まん延防止のときに入っていただく、いわゆる協力医療機関、当然私ども市立病院では結核病床もございますし、他にも結核病床を有する医療機関もございますので、そういったことで、この点はこのような形で書かせてもらっているということです。

○宮野前委員

ただ、その前に「医療提供を行う医療機関である指定（地方）公共機関」、これは具体的に何を指しているのか、もう一つわからなかったのですが。あとの「京都市立病院をはじめ」というのはわかるのですが。指定（地方）公共機関というのは、どのような医療機関を指しているのでしょうか。

○事務局（石田）

国立病院など、そういったものでございます。

○宮野前委員

そういう意味ですか。

○事務局（石田）

はい。

○宮野前委員

わかりました。

○事務局（石田）

いわゆる独法化したやつばかりで。

○宮野前委員

独立行政法人の病院機構という意味ですね。

○事務局（石田）

はい。

○宮野前委員

はい、わかりました。

○中谷内座長

それも、やはり京都市のこの行動計画に入れておいたほうがいいと。

○事務局（石田）

ええ、基本的に医療体制の話は京都府さんなのですが、私どもも保健所設置市として連携してやっていくという役割がございますので、ここの表現は合わさせてもらったということがございます。なおかつ、京都府の行動計画を策定するときに、有識者会議の方のほうから京都府と京都市は、できるだけ連携して当たっていくことは何遍も言われておりますので、そういった意味も含めまして書かせてもらっているということがございます。

○中谷内座長

よろしいですか。

○宮野前委員

だから、例えば市立病院とかも全部入るという理解でよろしいんですか。

○事務局（石田）

そういうことになろうかと思います。

○中谷内座長

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがですか。もし、これで出尽くしたということでありましたら、本日いただいた意見も踏まえまして、文言を調整した後、もう一回会議を開いて、その再確認というところと延々と切りがありませんので、もしよろしければ最後の調整の文言は私と事務局で行わせていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中谷内座長

はい、ではそうさせていただくということにさせていただきたいと思います。

○事務局（石田）

どうもありがとうございました。

また、皆様方には最終の行動計画として冊子としてお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○岡田委員

観光協会です。前回のところでも問題になっていたんですが、行動計画は、行動計画という名前ですが、具体的な実施計画というのは、まだ次の段階にあるというようなことを前回のときにおっしゃっていたように思うんですが、具体的に観光協会としたら、例えば旅館とか宿泊施設ですね、公共交通機関とかも含めて、多分インフルエンザのときには具体的な対応をどうするのかということ、これから頭に入れておかなければいけないのではないかというふうに思ってるんですけど。例えば、市のほうでこの行動計画をいつごろ策定して、この行動計画を具体化するためにどんなスケジュールで動いていくのかとか、そういうのは何かお持ちでしょうか。

○事務局（石田）

当然この行動計画は、改めて座長と調整した上で最終的に皆さんに冊子を送らせてもらいます。同時に、これは議会報告義務がございますので議会には報告いたします。直近の議会での報告を予定しております。実施計画と言いましたが、いわゆるマニュアルでございまして、この行動計画で京都市の色々な機関がこのとおり動けるか、ましてや色々な関係機関が動けるかというところ、これは動けないわけではございまして、マニュアルを作成していきたくて考えております。これについては、できれば今年度内にできるような形で進めてまいりたいと思っておりますが、その際には、このような会議ではないですが、関係の皆様方からの御意見もいただきながら、関係機関等と協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○岡田委員

わかりました。

○中谷内座長

よろしいですか。ありがとうございます。

本日の議題そのものはパブリックコメントに絡むものなのですが、基本的にこれで終わりの予定ではあるんですが、今、岡田委員から出していただきましたように、今後のあり方とかは、あるいはこの会議の感想というか、今後国の動きとか、実際に何か起こったというときには、また会議を開かなければいけない可能性もあります。そういうときに、こういうことに気をつけてほしいとか、こういうやり方はどうですかというふうな御提案などもいただきたいと思いますね。なければ感想でも結構ですので、ちょうど岡田委員におっしゃっていただきましたので、順番にというわけではありませんけれども、時計回りで次は沖委員、何かコメントございましたらお願いですでしょうか。

○沖委員

本当に感想になってしまいますが、とりわけ中にあります要援護者への生活支援といったようなことについては、これから今やっている平時からの見守り活動を促進していく。結構、曖昧な部分というのがある上に、具体的にその上での生活支援サービスを組み立てていこうとすると、結構実は大変な作業だろうなというふうに思います。そういう部分については、当然インフルエンザにかかわるセクションの方だけではなくて、本当に幅広い皆さん方の知恵と言いますか、そういうものを結集しなければ、ここで想定をしているような要援護者対策であるとか、その部分というのは、実は非常に厳しいなというふうに感じています。

今後、そこら辺は恐らくまた詰めていかれるというふうに思いますが、十分、京都市なら京都市の中でも色々な関係部局と調整をいただきたいのと、また私どものような民間とも調整をいただきながら検討をいただければというふうに思います。

○中谷内座長

はい、ありがとうございます。

では、続きましてお願いします。

○木村委員

日ごろから要援護・要介護者の業務に当たっている老人福祉施設協議会といたしまして、やはり通所介護、訪問介護の事業の大半を行っております。その中で、恐らく、この新型インフルエンザがまん延したときは、皆協力はするとは思いますが、その中で京都市の中で保健福祉局の介護保険課とも十分協議をしていただいて、スムーズに動けるような、制度上だめだとかいうようなこともないような形で京都市のほうで詰めておいていただいて、万が一、本当にいつ発生してもいい体制・対策を練っていただいて指示を出していただけるほうが市老協としては動きやすいと思いますし、市老協に所属してない一般の民間事業所もたくさんございますので、そこに対しても協力体制がとれるような形でのマニュアルをつくっていただけたらいいかなと思っております。

お願いいたします。

○中谷内座長

はい、ありがとうございました。

黒澤委員、お願いします。

○黒澤委員

中身のことでないのですが、今回ももとのスケジュールがかなりタイトであったということもあるんでしょうが、やはりなかなか日程調整がかなり厳しくて、あと資料のほうも配付が直前、これもやむを得なかったと思うんですが、かなり分量が多いものですから、可能な限り、もし今後こういう検討会議とかがあれば、その辺のところはできる限りのことでしていただけると、事前の検討ができたのかなというふうには思いました。

以上です。

○事務局（石田）

申し訳ございませんでした。今後は気を付けたいと思います。

○黒澤委員

いえいえ、すみません。

○中谷内座長

では、続けてお願いします。

○清水（聡）委員

今回、行動計画をお作りになって、これをもとに実施計画を作成するという事なんですが、例えばインフルエンザのワクチン接種はどこでやるかとか、どういうふうな形でやるのかということですね。それから、一部保育所なんかを開所するとき、具体的にはどのぐらいの規模で、どういうふうに開けるのかというのが、すなわちマニュアルを作られるということになるだろうと思うんですけど。そのときに、やはりマニュアルをつくる過程において、この行動計画を見直さなければならないことも少し出てくるかなというような印象があるんですね。そのときに、柔軟に対応していただかないと、行動計画に縛られてマニュアルがマニュアルでなくなるというようなことのないようお願いしたいと思います。実際の活動ができるように、いいマニュアルを作って、それを反映した行動計画にしていっていただけたらなと思います。

○清水（恒）委員

今回、国がこういう新型インフルエンザの行動計画を推進したのは、恐らく鳥インフルエンザのH7N9が出たからだだと思います。しかし、H7N9がどうなるのか、恐らく、そんなに脅威ではないかもしれないですが、新型インフルエンザ自体が10年から数十年のスパンで起こってきました。また、この間起こったものがすぐ起こるのか、それもよくわかりません。ただ、やはりこういう準備は非常に大事だと思います。

ただ、起こらなければ、またみんな忘れていくんですね。基本的には、やはり新型インフルエンザじゃなくて季節性のインフルエンザは毎年経験するわけですから、これが恐ら

く基本になると思います。すごく流行するときもあれば、あんまり流行しないときもあります。だから、そのときに皆さんがそれぞれの立場で何をしてきたかということをよく思い出していただいて、それに対応していくのが一番基本になるのかなと思っております。市行動計画を策定して、これで準備はしましたけども、多分そんなに起こらないのかなと思いますので、絶えず危機感を持っておかなければいけませんので、やはり季節性のインフルエンザで準備をしていくということが私は大切なのかなと思いました。

以上です。

○中谷内座長

ありがとうございます。

それでは椿本委員、お願いします。

○椿本委員

ありがとうございました。大学に関してということで、今回、特に情報の広報の部分を強化していただいているというところと、情報の提供を速やかにしていただくようなところで丁寧に書いていただいているかと思っておりますので、我々としてもありがたいというふうに思っております。

大学としても対応を検討するにも、まず確かな情報というのがないと、もちろん検討できないわけですし、学生に周知するにも速やかな情報提供がないとできませんので、こういった行動計画を策定いただいたので、今後これをしっかりと遵守できるように我々のほうもやっていきたいなというふうに思います。我々コンソーシアムとしましても、京都の大学全てに情報提供を一斉にできるネットワークもございますので、我々等を通じて、また大学等に周知もできるかと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

○中谷内座長

ありがとうございます。

では、中江委員お願いします。

○中江委員

失礼します。今回、この説明の中で前回の新型インフルエンザ発生の時とは状況が違うということをお話いただいた。要するに強毒性の場合ということのお話だった。このことは、こうやってお話を聞けばよくわかる話ですが、一般にはなかなか、そのことがわかりづらいというか、経験としては前回の体験が物すごく強くて、やはり保育所は継続するのかなというイメージは、どうしてもつきまとってしまっているというところがございます。その上で、今回基本的には使用制限ということであれば、それは継続じゃないんだよということ、前回とは変わったんだよということは何らかの形で明確にさせていただくことは必要かなというふうに感じてます。その上での一部の継続と、このあたりの違いをぜひしっかりと伝わるような形で、マニュアルを作成する場合にはお願いしておきたいと思っております。

もう一つ、前回戸惑ったことの一つは、保育所・児童館等々、学校の扱いがやはり違う

ということです。これも体験した中で、その違いに戸惑った保護者の方が非常に多かったというようなこともございます。そのあたり、位置づけの違いとか、そういうところも含めて、もう一度整理して、ちゃんとそこどころが伝わるようにぜひお願いしておきたいなということを議論の中で感じましたので、よろしくお願ひいたします。

○中谷内座長

はい、ありがとうございます。

続き、お願いします。

○新室委員

障害者に対する色々な情報提供について御配慮いただきました。ありがとうございます。今後、実施計画ということになっていくかと思いますが、障害者が全て要援護者かという、そうではない。動ける方もかなりおられます。そういった実施計画を立てるに当たって動ける障害者、障害者イコール要援護者という理解ではなくて、障害者の中でもそういった中心になって動ける方がおられますので、そういった方をどういふふうに取り入れていくかというのは、なかなか難しいかとも思いますが、そういった方もやはり全て受け身じゃなくして、そういった方も能動的な形で組み入れていく。そういったことも少し考えていただければなというふうに思っております。

以上です。

○中谷内座長

要援護者の方もマンパワーになったり、リソースになったりすることもあり得るので、そこを検討してくださいということだと思います。

では、藤田委員お願いします。

○藤田委員

ここで色々と言わせていただきましたから、あまりしゃべることはないんですけど、国の行動計画というのは、ともかくその新型インフルエンザに対して、いわゆる致死的でないものと致死的なものと両方は考えているけども、実はあんまり致死的でないものを考えているという部分があって、私自身としては前からSARSの話をしてますけども、本当に致死的なインフルエンザが流行ったときは、それは一方ではものすごくまん延するものではないかもしれませんが、逆にそんなものが本当に流行ったら、多分誰も外に出ないだろうと思いますが、そのくらいのインフルエンザがもし来た場合のことも、やはり危機管理としては考えていかないとと思うんです。

だから現実には、今、保育園を一部開くとか、老健施設がどうのというのがありますが、本当に命にかかわることになれば、医者だって逆に言えば診るのは怖いぐらいのインフルエンザが発生したときは、かなり大変だということは、ちょっと頭に入れておいてもらったほうがいいと思います。

○中谷内座長

はい、ありがとうございます。

では、宮野前委員よろしく申し上げます。

○宮野前委員

僕も気になることを色々言わせていただきました。先ほど、市立病院の清水先生が言われたように、恐らくは強毒性のものは、そんなに急には流行らないという楽観的なところもあるんですが。医療の現場としては淡々と治療をやっていくということに尽きますが、私立病院協会の清水先生も言われたように、ワクチン接種はあらかじめできることなので、体制をしっかりと構築して、医師会等と協議して、どういった方法でやるかということをお早急に進めていただくということも必要なのではないかと思います。前回の平成21年のときの京都市民の接種率が18%とっておられました、大体2割弱ということですので、いかにその接種率を上げていくかということでは、体制を作れば可能だろうと思いますので、ぜひ、それは早目にやっていただければと思います。

以上です。

○中谷内座長

はい、ありがとうございます。

最後に座長からも、一言申し上げますと、リスクマネジメントで難しいのは、何が正解なのか事前にはわからないことですね。事前にはわからないけども、何か事が起こったときに行き当たりばったりすると政策の効率を悪くするというので、基本的には事前に基本的な骨になるところは考えておいて、具体的なところはフレキシブルに回せるようにするというのが大事なところだというのが一般的なリスクマネジメントの考え方だと思うんですね。

それで言いますと、今回、特に文言の修正がありましたけども、京都府の考えとしてはヒト・ヒト感染が問題なんだから、できるだけ人を出さないようにするという原理原則どおりにいきたいという考えと、でも一方で、京都市の考えとしては、その原理原則どおりにやることによって、かえって命が危ぶまれるような事態が起きかねない。そういうときに選択肢を残しておきたいという考えと、そういう議論ができたということ自体が、良かったのではないかと思います。

そういう意味では沖委員や清水委員がおっしゃったように、今後マニュアルを作るにしても、マニュアルを守ることが目的ではなくて、マニュアルの中でも、あっちをとれば、こっちが立たずとか、マニュアルどおりにやると、こちらの行動計画案と合わないということが出てくるかと思うんですが、そのときはやはり人の命を助けられるのはどっちかということに戻って選択するしかないと思うんですね。そんなきれいなことを言っても、なかなか難しいことは起こるかと思うんですけど、基本的には骨のところは決めておいて、あとはフレキシブルにいくしかないというふうに考えます。

以上です。

それでは、これで一応本日の議題は終了ということですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

4 京都市挨拶（瀧本保健医療・介護担当局長）

5 閉会

○事務局（保健医療・介護担当局長 瀧本）

それでは、会議の締めということになりますけども、保健医療・介護担当局長の瀧本でございます。

本日は、大変遅くからの会議の開始となりましたが、こうして御出席いただきまして、また貴重な御意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございました。

思い起こせば、この4月に中国で鳥インフルエンザが大きな問題となったわけです。これを受けて、京都市としても万一の新型インフルの発生に備えていかなければならないんじゃないかということで、この5月にこの有識者会議を設置させていただきました。この間、非常にタイトな日程ではございましたが、延べ4回開催させていただきました。皆様方から大変貴重な御意見をたくさん頂戴いたしました。

また、一方では先ほどもございましたように、会議の日程、また資料の配付という点で色々と不備もあったかと思いますが、どうかお許しをいただきたいと思います。

中谷内座長を初めとする委員の皆様のおかげをもちまして、政令市ではトップとなりますスピードでこの行動計画を取りまとめることができました。あわせて、その内容につきましても、地域特性なども十分に踏まえ、また中身の濃い、独自色あふれるものにするのができたんじゃないかなと、そんなふうには自負をしております。

皆様方には、改めて感謝を申し上げます。

さて、この有識者会議の開催でございますけど、今般の行動計画をもって一応一つの区切りというふうになるかと思いますが、新型インフルエンザ等の対策につきましては、行動計画の策定がいわゆるスタートを切るということになります。市民意見にもございましたとおり、この行動計画に示されていることが絵に描いた餅にならないように、様々な関係機関とも連携して、今後しっかりと実行していきたいと思っております。

先ほど、皆様お一人お一人から、今後の対策の実施に当たっての多くの御注文、御意見をいただいたわけですが、私どもといたしましても、これは皆様方からの叱咤激励だというふうには受けとめさせていただきまして、今後のマニュアルの策定等に取り組んでまいりたいと思っております。

また、今後も行動計画につきましては、変更あるいは見直しを行うなどの必要性が生じたり、また、あつてほしくないということですが、万一新型インフルエンザが発生した際にも、その対策の実施に当たりまして、改めて皆様方にお集まりいただくこともあらうかと思いますが、その節は、どうかよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、本日の有識者会議の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本当にこの間、中谷内座長を初め、委員の皆様には大変お世話になりました。ありがと

うございます。

(終了 午後7時16分)